

長野県内で「太陽光発電施設」の建設を予定している事業者の皆さま

長野県では「長野県景観規則」を改正し、平成28年9月29日付けで公布しました。
これにより、長野県景観計画の区域において一定面積を超える「太陽光発電施設」を建設（※1）しようとするときは、景観法に基づき、県への事前届出が必要になります。
県への事前届出が必要な区域については、次ページ(図)を御覧ください。

1 事前届出が必要となる太陽光発電施設の規模

届出規模の要件	一般地域	景観育成重点地域
太陽電池モジュールの築造面積の合計（※2）	1,000㎡を超えるもの	20㎡を超えるもの

2 届出時期

着手予定日の30日前までに、建設地の市役所又は町村役場に提出してください。

3 改正の施行日

平成28年12月1日（平成29年1月1日以後に着手するものが届出の対象です。）

4 その他

- (1) 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、従来どおり、建築物の外観変更として次により事前届出が必要です。

届出規模の要件	一般地域	景観育成重点地域
太陽電池モジュールの設置面積	400㎡を超えるもの	25㎡を超えるもの

- (2) 届出に基づき、県において周辺の景観との調和への配慮について、長野県景観計画で定める「景観育成基準」により審査します。

《景観育成基準の例》一般地域（田園）の基準から抜粋

- ◆配 置：隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
- ◆規 模：周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
- ◆形態・意匠：周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
- ◆材 料：周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
- ◆色 彩 等：けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。
- ◆敷地の緑化：周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。

- 「景観育成基準」の詳細は、下記URLをご参照ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/kekanho.html>

- (3) 詳しい内容は、県担当課、地方事務所又は市役所、町村役場にお尋ねください。

※1 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
※2 一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設にかかる「太陽電池モジュール」の水平投影面積の合計面積

県への事前届出が必要となる長野景観計画の区域 (H28.9.29 現在)

- 県への事前届出が必要となる区域は、図中の着色及びメッシュの市町村の区域です。
- それ以外の市町村についても、事前届出が必要な場合がありますので、それぞれの市町村の景観担当窓口にお尋ねください。

